

## 独立行政法人環境再生保全機構 令和8年度計画

令和8年3月

(序文)

独立行政法人環境再生保全機構（以下「ERCA」という。）は、「独立行政法人通則法」（平成11年7月16日法律第103号）第31条の規定に基づき、令和8年度におけるERCAの業務運営に関する計画（年度計画）を次のとおり定める。

（補記）以下、「前中期目標期間実績」とは、第4期中期目標期間における、令和元～令和4年度の実績を表す。

## 第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1. 社会課題解決による持続可能な成長の推進 ～時代の要請への対応～

#### (1) 気候変動の影響への適応策の推進

##### ① 熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報の前提となる情報の整理・分析・提供

ア. 熱中症は、適切な予防や対処が実施されれば、死亡や重症化を防ぐことができる病態であるため、熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報（以下「熱中症警戒情報等」という。）を適切に活用し、地域の状況に応じた予防行動が効果的に促されることを目指して、過去にない高温状況を踏まえた熱中症警戒情報等の運用期間の妥当性や暑さ指数等と健康との関係性の検証等に着目したPDCAサイクルが機能するよう、以下の取組を行う。

(ア) 環境省が毎年発表している熱中症警戒情報の運用期間の妥当性を検証するため、運用期間以外の一部の期間の暑さ指数の収集・整理・分析を行い、環境省に年1回以上提供する。

(イ) 健康に関する統計データ等を収集し、暑さ指数との関係性について外部有識者と整理・検討し、取りまとめるとともに、各地域における熱中症リスクについて地域性や時期等に応じた整理・分析を必要に応じて行い、環境省の担当部署へ提供する。

イ. 熱中症特別警戒情報について、人の健康に係る重大な被害の未然防止のための予防行動が効果的に促されることを目指して、発表の前提となる情報について、プッシュ型で環境省へ提供するために必要な体制及び情報システム（次の（ア）、（イ）において「スキーム」という。）を運用・改善するために、以下の取組を行う。

(ア) 令和6年度に構築した情報システムを用いて、熱中症警戒情報等の運用期間外の一部の期間の暑さ指数の収集と解析を行い、環境省に情報提供する。

(イ) 現地調査等を実施し、国内外の顕著な高温が見られた地域における経験・教訓に関する最新の情報を整理・分析し、プッシュ型の情報提供スキームの検討等における参考事例を抽出する。また、空振りをおそれることなく的確に総合判断するために必要な情報を日々収集し、整理・分析を行い、タイムリーに環境省に提供する。

##### ② 地域における熱中症対策の支援

ア. 地方公共団体内の関係部局が連携・協力して熱中症対策に取り組む体制の構築の促進、熱中症対策普及団体や指定暑熱避難施設等の優良事例の創出、取組が遅れている市町村の支援等を行うとともに、ERCAが実施するアンケートにおいて、地方公共団体における関係部局間の熱中症に関する情報共有及び何らかの検討の場（会議体や協議体等）を設ける等を行う地方公共団体の割合を50%以上とするために、以下の取組を行う。

- (ア) 地方公共団体内の関係部局が連携・協力して熱中症対策に取り組む体制の構築の促進及び熱中症対策普及団体や指定暑熱避難施設の市町村による指定拡大を促す優良事例の創出及び普及を図ることを通じて、地方公共団体における会議体や協議体等の体制整備と、地域における熱中症に関する情報共有や対策の促進を図る。
- (イ) 気候変動適応広域協議会への参加や、地方公共団体への熱中症対策に関するアンケート調査等を通じて、取組が遅れている市町村の課題を洗い出し、把握するとともに優先度の高い課題に対して効果的な対策のノウハウの提供等の支援を行う。
- イ. 地域における熱中症対策を推進するためには、全国の地方公共団体の職員が令和5年4月の気候変動適応法の改正により地方公共団体に課された役割や対策を実施するための知識を取得することが必要である。
- このため、より多くの地方公共団体職員にERCAの開催する熱中症の研修を受講いただくとともに、ERCAの実施する研修を受講した地方公共団体等職員の受講後アンケート調査項目「理解度」を問う設問での回答について有効回答者の80%以上から5段階評価で上位2段階までの評価とするために、以下の取組を行う。
- (ア) 全国13か所程度で地域対面研修を開催するほか、オンライン研修及びeラーニング研修の実施など、全国の地方公共団体において熱中症対策を担当する職員等が参加しやすいよう利便性の高い研修を実施する。
- (イ) 研修受講者を対象にアンケート等を行い、地域ごとのニーズや課題を把握・分析し、研修メニューの改善を図り、効果的な研修の実施に繋げる。

## (2) 自然環境の保全・再生

- ア. 増進活動実施計画等の新規申請件数を、当中期目標期間最終年度までに1,300件以上とするために、以下の取組を行う。
- (ア) 申請に係る利便性の向上
- ・本制度の総合窓口として、増進活動実施計画の策定に当たっての事前相談、地域生物多様性増進活動に対する各種助言や関係機関等への紹介等を実施。
  - ・申請書の不備防止及び事務効率化に向けた環境省の様式・手引きの見直しの調整
  - ・申請手続、認定事務を円滑化・効率化するチェックリスト等の支援ツールの整備
- (イ) 安定的かつ効率的な申請処理
- ・年間を通じた申請・相談を受け付け、適切な申請内容に調整する審査、進捗管理リストの運用、主務省庁や審査委員との情報共有のためのオンラインストレージの維持及び必要な情報提供
  - ・申請書内容の誤入力防止等のため、RPAを活用した業務プロセスの改善
  - ・認定基準の詳細な解釈・取扱い方を整理するための調査検討の実施及び審査マニュアルの更新
  - ・主務省庁が設置する認定審査委員会の事務局の運営

- ・社会情勢等に応じた審査を行うための審査委員研修の実施
- ・審査における保護地域等の確認及び OECM 国際データベース登録データを調整するための地理情報システム（GIS）データ処理体制の充実

(ウ) 増進活動の促進

- ・制度紹介、申請に係る情報提供、申請書の受付を行うウェブサイトの維持・改良
- ・申請を促進するために、地域生物多様性増進活動に取り組む意義やメリット等の解説を含む研修・セミナー（地域の申請状況に応じて、専門的な現地研修やより広範な主体に対するセミナー）の開催、情報提供の実施
- ・認定サイトの社会的な評価や認知度を高めるための取組（認定記念楯や日本語版・英語版認定証の提供等）の実施
- ・パンフレットの作成やイベントへの出展による普及啓発の実施
- ・令和5年度又は令和6年度認定自然共生サイトの移行申請を促進させるため、地方環境事務所と調整した移行計画の作成
- ・地域や業種などターゲットを絞った申請促進策の作成・実施

(エ) 各主体との連携促進

- ・有識者マッチング制度の運営の継続
- ・申請者等からの活動計画の策定や特例申請、技術的な照会についての主務省庁・地方環境事務所、自然環境共生技術協会との連携
- ・審査に必要な現地確認、モニタリング手法開発における主務省庁、地方環境事務所等との協力
- ・地方環境事務所担当者会議の運営協力

イ. ERCA が開催する技術向上のための研修後に実施する受講者アンケートにおいて、提供した情報等を「活用した」と回答する研修受講者の割合を、当中期目標期間中を通じて毎年度80%以上とするとともに、活動の質の向上及び継続性の担保のため、以下の取組を行う。

(ア) 情報提供、研修・セミナー等の充実

- ・増進活動に取り組む契機、増進活動により生じた優れた効果、地域連携への発展に関する優良事例の収集
- ・地域の生物多様性保全上重要な場等に関する情報収集の実施（申請書や認定後調査票の分析等）
- ・地域の自然環境や生態系タイプに応じた活動手法やモニタリング方法等に関する技術向上研修や情報提供の実施

(イ) 認定後のフォローアップ

- ・環境省が整備する生物多様性見える化システムにおける活動実施者による情報発信の支援及び活動報告の促進
- ・認定後の活動実施者に対する活動継続に関する助言等の実施
- ・フォローアップが必要な案件に対する現地訪問等による認定サイトの現状・活動状況の把握及び改善支援

### (3) 環境問題に関する調査・研究・技術開発

#### ① サーキュラーエコノミー（戦略的イノベーション創造プログラム等）に関する研究推進

ア．プラスチックのサーキュラーエコノミーシステムの構築に向けて、戦略及び開発計画に示す社会実装に向けたSIP期間中の達成目標を進展させるために、PDとの連携のもと以下の取組を行う。

(ア) SIPに参画する全研究開発テーマについて、月報の提出及びそれに対するコメント、年4回程度のPD面談、PD等の関係者も同行したサイトビジットを通じて進捗管理、研究開発テーマの実施支援を行う。また、年2回の全体会合によりSIP参画機関全体の認識を合わせ、連携を促進する。さらに、令和7年度の間接評価に伴い見直しを行った研究開発テーマについて、内閣府の提示する5つの視点（技術、事業、制度、社会的受容性、人材(育成)）等を基準とし、ピアレビュー委員会等を通じた進捗評価を行う。令和8年度以降は社会実装単位での成果のとりまとめが求められることから、社会実装単位でのミーティングを開催する等の研究マネジメントを行う。

(イ) ERCA主催で一般参加者向けのシンポジウムやSIP成果の情報発信を行うとともに、内閣府が主催するSIPイベントにおいて研究成果を発信する。また、サーキュラーエコノミーに関する啓発動画やSIPに関する研究成果等のX（旧Twitter）による情報発信を行う。さらに、SIP成果を関係省庁の政策に反映するため、関係省庁と連携し、社会的なニーズに基づく提案を実施するとともに、SIP成果の国際標準化等に向けて、環境省施策やBRIDGE等と連携し成果の最大化を図る。

(ウ) SIP参画機関からの要請に応じて、適宜知財委員会を開催するとともに、SIP参画機関全体でデータ連携や研究開発テーマ間の連携を促進するため、知財に関する全体の合意書を結ぶ。

(エ) 研究課題の研究者及び会計事務担当者に対し、研究費の使用ルールの周知徹底及び研究公正の確保・不正使用の防止を図るための説明会を、外部講師も招いて実施する。あわせて、経済安全保障上の重要技術の流出防止を図る等の観点から、研究セキュリティの確保に関する取組のための資金配分機関の体制を検討する。

(オ) 研究機関における研究費の適正な執行確認と適正執行に向けた指導のため、継続中の研究課題について実地での検査（以下「実地検査」という。）を行う。実地検査は、全ての研究課題について、計画的に研究期間中に最低1回は行う。

#### ② 環境研究総合推進費による研究推進

ア．高い研究レベルを確保するため、前中期目標期間中の水準以上の応募件数を確保するために、以下の取組を行う。

(ア) 研究者に行政ニーズを的確に周知するため、環境省と連携の上、年2回、公募説明会を開催する。また、公募の実施時期以外の期間も研究者の相談に対応する

ため、プログラムオフィサー（PO）及びERCA職員によるオンライン相談会を年間通じて開催する。SNSによる発信、広報ツールの製作、学会等の研究者コミュニティサイトや大学のウェブサイトへの掲載を働きかけるなど効果的な広報を展開する。

- (イ) 公募要領確定前の早い時期に推進費制度を理解していただくための説明会を開催するなど、公募情報の早期発信を行い、研究者が申請しやすいよう、十分な準備期間を確保する。
- (ウ) 推進戦略に掲げる重点課題、環境省の行政ニーズに対応した研究を効果的に推進するため、研究の実施状況、最新の研究動向などの必要な情報を収集・整理し、環境省政策担当者に情報提供する。

イ. 人文社会科学分野を含む多様な分野の若手研究者を確保するために、以下の取組を行う。

- (ア) 前中期目標期間を上回る若手研究者の採択枠を設定し、若手研究者の新規性、独創性の高い研究を一層促進する。また、人文社会科学分野を含む多様な分野の若手研究者に研究実施の機会を提供するため、大学、研究機関、関連学会等への広報を充実させる。

- (イ) 若手研究者に対して、POによる研究マネジメント等に関する講習会の実施するほか、若手研究者による研究成果発表会等を開催するなど、若手研究者の育成と活躍を促進する。

ウ. 研究成果に対する外部有識者委員会による肯定的評価（5段階中上位2段階の評価の割合）を獲得する課題数の割合を前中期目標期間実績平均値と同程度を確保するために、以下の取組を行う。

- (ア) 研究成果の最大化を図るため、採択された課題について、キックオフ（KO）会合を、全ての課題について原則として年1回以上、アドバイザーリーボード（AD）会合を開催し、外部のアドバイザー及びPO・ERCA職員による研究の進め方等の助言を行う。

- (イ) 中間評価において5段階評価で下位3段階又は「目標達成度」が80点以下の評価を受けた研究課題に対しては、評価結果をその後の進捗管理や研究計画に反映させるための対応方策の作成を求める。その際、プログラムディレクター（PD）と連携しつつPOを中心として研究者への的確な指導・助言を行うなど、充実したフォローアップを実施する。なお、改善が見られないなどの場合は研究費の打ち切りを検討する。

- (ウ) 新たに採択された研究課題の研究者及び会計事務担当者に対し、研究費の使用ルールの周知徹底及び研究公正の確保・不正使用の防止を図るための説明会を、外部講師も招いて実施する。あわせて、経済安全保障上の重要技術の流出防止を図る等の観点から、研究セキュリティの確保に関する取組のための資金配分機関の体制を検討する。

- (エ) 研究機関における研究費の適正な執行確認と適正執行に向けた指導のため、継

続中の研究課題について実地検査を行う。実地検査は、全ての研究課題について、計画的に研究期間中に最低1回は行う。

エ．研究期間終了3年後の追跡評価における推進費研究成果（革新型研究開発（若手枠）を除く。）の社会実装率（法令、行政計画、報告書等に反映された研究課題の割合）を前中期目標期間の水準以上を確保するため、以下の取組を行う。

（ア）PO、社会実装支援コーディネーターのコーディネート機能を活用しながら、環境省政策担当者に研究成果の橋渡しを行う。また、POやERCA職員がKO会合やAD会合において、研究者に政策検討状況の情報提供、助言等を行うなど、研究成果の社会実装を見据えた的確かつ効果的な研究管理を行う。

（イ）研究機関から提出される知的財産出願件数を把握するとともに、得られた技術開発成果（知財）や研究成果を、大学等研究機関と民間企業等による共同研究開発等に繋げるため、特許調査に基づくパートナー企業を提案するとともに、新技術説明会の開催や環境イベントへの出展を通じて、マッチング機会を提供する。

（ウ）研究成果の国際展開に繋げるため、国民、民間企業、研究コミュニティ及び環境行政の関係者等を対象に国際シンポジウムを開催する。また、実施する研究課題について、「国民との科学・技術の対話」の開催を促すとともに、研究成果の発信力の強化に向けて、ERCA ウェブサイトのプラットフォーム、SNS、英語版コンテンツ等により研究成果を積極的に発信する。

#### （4）環境パートナーシップの形成

##### ① 民間環境保全活動の助成

「地球環境基金の新たな事業方針（令和6年6月公表）」に基づき新たに導入した助成メニューや活動基盤強化支援の枠組を円滑に運用する。

ア．地球環境基金の助成終了後1年以上経過した案件の実質的な活動継続率が前中期目標期間の平均値以上とするために、以下の取組を行う。

（ア）民間団体による国内の環境を軸とした社会課題（次の（イ）において「社会課題」という。）の解決に資する活動への助成に重点化を図る。

a．新たな事業方針に基づく助成メニュー及び活動基盤強化支援の目的や内容を周知・徹底するため、助成金説明会等の広報の効果的な手法を検討し、実施する。

b．助成金の使い勝手の向上、事務手続きの効率化を図るため、活動計画の変更や会計精算手続きの見直しの検討を進めるとともに、生成AIを活用した業務プロセスの再構築に向けて試行導入する。

（イ）令和7年度助成金から導入した2つの戦略プロジェクトを効果的に運用し、活動を推進する。

a．政策連携を強化した政策課題協働型戦略プロジェクト及び地域課題解決を多主体と協働して取り組む地域協働型戦略プロジェクトへの助成について、令和7年度のフェージビリティ・スタディ期間を経て実践期間に移行したプロジェクトを円滑に進められるように継続して支援する。

なお、政策課題協働型においては、令和8年度から実行団体との新たな体制が構築されることから、代表団体も含めて事業計画が適切に進められるように支援を行う。

- b. 社会課題解決に取り組む活動を戦略的かつ計画的に助成するため、環境パートナーシッププラザ（EPO）と連携し、各地域における課題等を収集・整理する。
  - (ウ) 活動の持続的発展を目的とした活動基盤強化を図るためのスキームとして、令和8年度から活動の助成と活動基盤強化研修をセットにした活動基盤強化支援プログラムを新たに導入する。
- イ. 地球環境基金の助成を受けた活動に対する外部有識者委員会による事後評価の得点を前中期目標期間の平均値以上とするために、以下の取組を行う。
- (ア) 戦略プロジェクトからプロジェクトの立ち上げ段階から評価委員や ERCA 担当者が伴走しながら支援する枠組みを導入し、効果的に運用する。また、通常助成の活動においても助成先団体が ERCA 担当者に相談できる常設の窓口を設置する。
  - (イ) 令和6年度に行った評価方法や評価基準等の見直しに基づき、新たな評価制度の運用を行う。
    - a. 令和7年度に整理・策定した評価指針に基づき、活動の計画・実施段階における評価アプローチの充実や、助成を受ける団体が自ら客観的に評価を行い改善することで、活動の成果向上につながる取組等を実施する。

## ② 民間環境保全活動の振興

- ア. 環境ユースネットワーク事業への参加者数を前中期目標期間の平均値以上とするために、以下の取組を行う。
- (ア) 全国ユース環境活動発表大会の地方大会に出場した高校生同士の交流の機会を設け、ネットワークの拡充を図る。
  - (イ) ユース世代の日頃の環境活動の取組を広く発信するワークショップを開催する。
  - (ウ) 全国ユース環境活動発表大会に出場した高校同士のネットワークの促進や地域の企業・民間団体と交流するインターンシップを企画し、実施する。
- 上記（ア）～（ウ）はホームページや SNS 等で周知するとともに、全国の高校宛てに実施結果を周知することにより認知度を高める。
- イ. 民間団体と地域のステークホルダーとの連携に係る交流の促進や民間団体の活動基盤の強化等のために、以下の取組を行う。
- (ア) 振興事業の新たな事業方針に基づき、民間団体のキャパシティビルディング支援を継続して実施する。
  - (イ) キャパシティビルディング支援策の見直しに伴い、前述の令和7年度に構築した団体の活動基盤強化を支援するプログラムを本格実施する。
  - (ウ) 社会課題解決や社会的インパクトの創出を促進するためのセミナーを企画・実施する。
  - (エ) 民間団体の相互間や企業、行政等の交流・連携を促すための環境 NGO・NPO デー

データベースの運用を継続するとともに、データ更新のためのアンケート調査を行う。  
ウ．寄附に係る制度周知の広報等の働きかけを通じて、地球環境基金事業への理解増進に努めるために、以下の取組を行う。

(ア) 地域のメディア等が行う SDGs の推進協働企画へ参画し、当該地域の助成先団体の活動成果等を発信することを通じて、地球環境基金への理解促進を図る。

## (5) 産業廃棄物対策・廃棄物の不法投棄の防止等

### ① ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の助成

ア．透明性・公平性を確保した堅実な制度運営を図るため、以下の取組を行う。

(ア) 高濃度及び低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、助成金の交付・支払申請等の審査を適切に行い、その実施状況を四半期ごとに公表する。高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る助成は、令和7年度末の処理事業の終了を踏まえ、必要となる業務を継続して実施する。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る助成は、引き続き計画的に実施する。

(イ) 基金の管理状況を年1回ホームページにおいて公表する。

### ② 維持管理積立金の管理

ア．透明性・公平性を確保しつつ、堅実に制度を運営するため、以下の取組を行う。

(ア) 運用利息等を毎年度1回通知し、積立て、取戻し事務を適切かつ確実に行う。

イ．維持管理積立金の適正な管理を行うため、以下の取組を行う。

(ア) 維持管理積立金の管理状況を年1回ホームページにおいて公表する。

## 2. 人の命と環境を守る基盤的取組の着実な実施 ～不変の原点の追求～

### (1) 公害健康被害の補償

ア．賦課金の申告率を毎年度99%以上とするために、以下の取組を行う。

(ア) 産業構造の変化が加速化する中で、補償給付等の支給に必要な財源である賦課金を確保するため、令和6～7年度に進めた徴収関連業務受託者の能力向上及び徴収関連業務プロセスの標準化等の効果を引き出すための指導や支援を行う。

(イ) ERCA 職員向け研修の工夫により公害健康被害補償制度に関する理解の一層の深化を図る。また、前年度までに多く発生した納付義務者の質問及び誤りの多い事項について必要な対応策を検討し、改善に取り組む。さらに、受託者との連携体制を確保しつつ、納付義務者からの問合せに対し適切かつ的確に対応する。

(ウ) 賦課金申告の適正性・公平性を確保するため申告書の審査及び実地調査等を実施し、申告内容に疑義等がある納付義務者に対し適正な申告となるよう指導して、申告額の誤りを修正又は更正するなど適正に処理する。その際、限られた人的リソースでも効果的かつ効率的に申告書審査を行うため、デジタル技術等を活用して審査技術の組織内での一層の蓄積と共有を行う。また、実地調査や納付義務者

からの問合せ対応におけるWeb会議の活用を進め、更に納付義務者の利便性の向上と効率化を図る。さらに、申告額の適正性向上のため、申告額の誤りを防止するための説明方法の改善等の対策を講じる。

- (エ) 納付義務者の申告・納付に係る事務負担軽減、誤りのない申告書類の作成に有効なオンライン申告を推奨し、オンライン申告率を伸長させる。(前中期目標期間実績：令和4年度74.3%)

受託者との連携を図りつつ、申告・納付が的確かつ効率的に行われるよう、納付義務者の利便性及び業務効率の向上に向けて、RPAやAIチャットボットなどの最新デジタル技術を活用した対策を進める。

また、令和11年度から運用開始する新たな賦課金徴収・審査システムについて、業務フローの見直しとシステムの開発を一体的に進め、納付義務者、地方公共団体及びERCAの利便性向上や業務効率化を図り、柔軟性の高いシステムとなるよう設計を進める。

- イ. 地方公共団体が行う補償給付等に必要な費用の納付及び適切な活用を促進するために、以下の取組を行う。

(ア) 地方公共団体が行う補償給付及び公害保健福祉事業に係る事務手続や事務処理が適正に実施されるよう、指導調査を実施し、確認及び指導を行う。

(イ) 地方公共団体が使用する納付業務システムについて、地方公共団体の担当者の事務手続の適正化・効率化を図るため、問合せの多い事例の解決方法の提供等、担当者の理解度向上に向けた支援を行う。

(ウ) 指導調査で把握した地方公共団体の要望及び課題を環境省に報告する。公害保健福祉事業については、引き続き取組事例等を把握し、優良事例について他の地方公共団体へ具体的な内容を横展開できるよう内容の深掘りを行い、国及び地方公共団体に積極的に情報提供を行う。

また、福祉事業の活性化に向け、被認定者に対して必要な情報を広く提供できるよう、効果的な広報・周知を行う。

## (2) 公害健康被害の予防

ア. 呼吸リハビリテーション（以下「呼吸リハ」という。）を普及し、医療サービスにデジタル技術を積極的に活用するために、以下の取組を行う。

(ア) 治療若しくはリハビリ支援アプリ、又は、呼吸リハに係る調査研究の採択課題の割合を前中期目標期間実績の平均値より50%以上増加させるものとする。(採択課題割合28.5%以上)

(イ) 外部有識者による令和7年度評価を反映した研究計画に基づき、研究実施をサポートし、年度末には年度（事後）評価を実施する。

また、評価結果に加えて質の向上につながる助言を研究実施者等にフィードバックし、令和8年度の研究に反映させる。

外部有識者の意見を踏まえ、次期調査研究（令和9・10年度）の新規課題を秋

に設定し、新規公募を行う。

(ウ) 呼吸リハの普及を図るとともに、当該事業に係る参加人数を増やすために、令和7年度に引き続き呼吸リハの現状や課題について専門家との意見交換や国内外の知見の調査を行う。

イ. 事業従事者・comedicalスタッフ向け研修の受講者数を前中期目標期間の平均値以上とするために、デジタル技術の積極的な活用を図りつつ、以下の取組を行う。

(ア) 最新のガイドライン等の研修内容への反映状況を専門医に確認しつつ、受講者のアンケート結果も参考にした上で、例えば、人材バンク登録済みのcomedicalスタッフを対象にスキルアップのための研修を実施するなど、研修内容の充実を図る。

(イ) 学会及び医療関係団体との連携を強化する。

a. 研修実施に係る周知への協力を学会及び医療関係団体に働きかける。

b. 研修の受講が学会及び医療関係団体の認定する資格の取得に必要な単位の対象講座として認定されるよう働きかける。

c. 学会と協力し、例えば海外の先進的な取組を紹介するなど、専門家を対象としたセミナー等において、科学的知見に基づく呼吸リハの効果を周知するとともに、研修受講者の拡大を図る。

ウ. 医療従事者・NPO等のステークホルダーとの協働事業を促進するために、以下の取組を行う。

(ア) 地方公共団体に協働事業モデル及び優良事例についての情報共有や働きかけを行い、例えばICTを活用して複数拠点を同時に結んだモデル的な取組を行うなど、地方公共団体とステークホルダーとの協働事業の実施を促進する。また、より一層の促進のためにERCA自らが患者団体等と連携して地方公共団体への働きかけを行うなど、地方公共団体のモデルとなる協働事業を実施する。さらに、段階的な実施体制の強化を検討する。

(イ) 地域住民、医療従事者、関係事業者等に対して、関係省庁とも連携しつつ、呼吸リハに関して分かりやすく普及啓発を行う。また、高齢者支援を行う団体と情報交換を行い、予防事業に有用な方法等に関する情報について精査した上で地方公共団体やステークホルダーに対して情報共有や働きかけ、モデル的な取組を行う。

### (3) 石綿による健康被害の救済

ア. 被認定者の医療の受けやすさに関する満足度を前中期目標期間実績の平均値である82%以上とするために、以下の取組を行う。

(ア) 医療手帳の交付を受けた被認定者が医療を受けやすいように、被認定者に対して、医療手帳の利用に関する案内を丁寧に行う。また、被認定者が受診する医療機関等に対して、医療手帳の交付の前後で異なる医療費の請求や支給の流れ等、救済制度の医療費負担の仕組みに関するパンフレット等を配布し、各種問合せにも丁寧

に対応する。

救済制度創設以来、初めて救済給付の一部の基準額が改定されることから、制度利用アンケートの依頼時にチラシを送付するなどにより案内を行う。

令和9年4月開始予定の救済制度におけるマイナンバーカードによる公費負担医療のオンライン資格確認について、運用開始前に被認定者及び医療機関等に丁寧に周知する。

- (イ) 被認定者の経済的負担の軽減につながるよう、認定通知作業と並行して請求書類の確認を行うなど、認定後に救済給付の支給を速やかに行うための支給審査に努める。また、医療費の支払に関する業務の円滑化を図るため、社会保険診療報酬支払基金等と意見交換を継続して実施する。
- イ. 療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数を前中期目標期間実績の平均値より短縮し、当中期目標期間の最終年度までに平均131日以内とするために、以下の取組を行う。
  - (ア) 申請・請求段階から医療機関と緊密に連絡を行い、判定申出前から医学的判定に関する留意事項で特に強く推奨されている免疫染色の結果や病理標本の提出を求めて、医学的判定に必要な資料の整備の早期化に努める。なお、令和8年3月からオンライン申請の受付を開始したところであるが、病理標本のデジタル化が困難であること等から、医学的資料は引き続き郵送による提出が見込まれるため、一部の申請等については、オンラインと郵送による提出資料が混在することから、整備した業務フローを確実に運用することで、現状の処理日数を維持できるよう努める。
  - (イ) 医師のほか、看護師、医療ソーシャルワーカー等を対象に、学会セミナー等を通じて、救済制度の認定基準や指定疾病の診断・治療についての最新の知見を提供する。
  - (ウ) 救済制度において診断実績のある医療機関等へ最新の医学的判定の考え方、判定に必要な医学的資料について関連する資料等を配布する。

また、指定疾病の診断に関わる検査・計測技術の標準化、精度の確保・向上を図るため、石綿小体計測精度管理事業及び中皮腫細胞診実習研修会を引き続き実施する。
  - (エ) 救済制度に関する窓口相談、無料電話相談に丁寧に対応する。また、取扱う個人情報等の管理を適切に行うため、情報セキュリティを確保しつつ、認定・給付システム及びオンライン申請システムを確実に運用する。さらに、オンライン申請の利用を支援するため広報での周知等を行うとともに、石綿健康被害者の利便性向上のため、AIの活用によりウェブサイトの充実を図るなど、より効果的な案内方法を検討する。
  - (オ) 救済制度の周知を図るため、都道府県がん診療拠点病院、関連学会や地方公共団体等とも連携してポスターやチラシを配布するとともに、広報効果を分析した上で、効果が高い広報媒体を選択し全国規模の広報を行う。

- (カ) 労災保険制度等の対象になり得る申請等について、厚生労働省（労災保険窓口等）との情報共有を毎月実施する。
- (キ) 申請・請求窓口である保健所等においても適切に申請等の受付及び相談対応がなされるよう、環境省及び厚生労働省とも連携を図り、保健所等受付業務担当者説明会を実施する。説明会については、オンライン開催を併用するとともに、説明会動画を随時閲覧できるよう、資料とともにウェブサイトで公開する。また、保健所等の窓口担当者への情報提供として、地方公共団体研修会等において制度説明を行う。
- (ク) 「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和6年6月21日閣議決定）」等に基づき、医療手帳の交付を受けた被認定者が希望する場合に、マイナンバーカードによる公費負担医療のオンライン資格確認ができるよう必要な環境整備を進める。

## 第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

### (1) 経費の効率化

#### ① 一般管理費

一般管理費（人件費、新規に追加される業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、当中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で8.125%以上の削減を達成すべく所要の取組を行う。

#### ② 業務経費

公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進費による研究推進業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、新規に追加される業務、システム関連経費、競争的研究費及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、システム関連経費、石綿健康被害救済給付金及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、当中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で5%以上の削減を達成すべく各勘定において所要の取組を行う。

熱中症対策業務及び生物多様性増進業務（人件費、新規に追加される業務、システム関連経費及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）については、令和7年度比1.021%以上の削減を達成すべく所要の取組を行う。

### (2) 調達合理化

#### ① 調達の競争性・透明性の確保

ERCA が実施する調達案件は、原則として一般競争入札の方法により競争性を確保して実施する。

また、随意契約の方法により契約を行うものについては、ERCA 内部に設置する契約手続審査委員会による事前審査及び監事・外部有識者によって構成する契約監視委員会による事後点検等により透明性を確保する。

## ② 調達等合理化の取組の推進

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、ERCA が策定した「調達等合理化計画」を着実に実施することとし、契約手続審査委員会による審査及び契約監視委員会による点検等、PDCA サイクルによる調達等の合理化を推進する。

### ア. 調達等合理化計画の策定

調達に関する内部統制システムを確立し、その下で公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実施するため毎年度、調達等合理化計画を策定して公表する。また、年度終了後、速やかに、調達等合理化計画の実施状況について、自己評価を実施し、その結果を公表する。

### イ. 調達等合理化計画の推進体制

調達案件は、契約手続審査委員会において適切に競争性が確保されること等を審査した上で調達を実施し、その結果は、契約締結後、速やかに理事会に報告して公表する。また、契約監視委員会において、調達等合理化計画の実施状況を通じて、一者応札・一者応募案件及び随意契約に至った理由等について点検を受け、その審議内容を公表する。

## (3) 給与水準等の適正化

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）等の政府方針に基づく取組として、役職員の給与水準等については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について毎年度厳格に検証した上で適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

## (4) 情報システムの整備及び管理

① デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に基づき設置した PMO を中心に情報システムの適切な整備及び管理を行う。

② 役職員の情報リテラシー向上を目的とした研修を計画的に実施し、業務の簡素化・標準化、人的負担の軽減及び業務プロセスの自動化を推進する。巧妙化するサイバー攻撃を防ぐため、役職員への事例共有や注意喚起、情報セキュリティ研修を定期的に行い、脅威や攻撃手段への理解を深め、組織全体のセキュリティリテラシーのさらなる強化に取り組む。

また、IT-BCP マニュアルに基づいたインシデント訓練を計画し、各種マニュアルや体制の有効性を検証して、有事の際に精度の高い対応ができるよう組織全体で実践する。

- ③ 公共情報システムの整備に際しては、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（平成 14 年 12 月 13 日法律第 151 号）の改正に伴い、ガバメントクラウドの利用を検討する。

### 第 3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

#### （1）財務運営の適正化

予算、資金計画等については、別紙のとおり。

承継業務については、債権管理を適切に行い、一般債権を確実に終了させる。一方、一般債権以外の債権は、債務者の事業再生支援等を積極的に推進するなど、元金及び附帯債権について回収の早期化、最大化に取り組む。また、当年度の期首と期末の債権残高を比較し、債権区分ごとに回収額、償却額等の状況を明らかにする。

#### （2）基金の運用等

「資金の管理及び運用に関する規程」を遵守し、同規程に基づき設置されている資金管理委員会による定期的な点検等により、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を最優先するとともに、その使途が環境負荷の低減その他社会的課題の解決等に資するグリーンボンド等での運用も推進する。

なお、保有債券のうち ERCA において定めた信用上の運用基準に該当しなくなったものについては、適宜、適切な対応を講ずるものとする。

また、公害健康被害予防基金及び地球環境基金については、金利変動リスクに対応できるよう償還時期に留意して中長期での運用を行い、資金の運用益の確保に努める。

### 第 4 短期借入金の限度額

令和 8 年度において、一時的な資金不足等に対応するための短期借入金の限度額は、単年度 3,800 百万円とする。

### 第 5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

**第6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画**

なし

**第7 剰余金の使途**

地球環境基金事業及び環境保全研究・技術開発業務

**第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項**

**(1) 施設及び設備に関する計画**

なし

**(2) 職員の人事に関する計画**

① 人材確保・育成

ア. 「人材の確保・育成に関する方針」に基づく施策の実施

イ. 人事評価制度の見直し

ウ. 人事評価制度の着実な運用

エ. 環境省など他の機関への出向や人材交流の実施

② DEI（ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン）の推進

ア. 女性活躍の推進（管理職への登用、活躍につながる勉強会等の実施）

イ. 障害者雇用の確保

③ 職員のキャリア形成

ア. （職員の様々なライフ・ステージに配慮した）人事諸制度の設計や勤務環境の整備

イ. 研修の実施（年度研修計画の策定と実施）

ウ. 職員自らのキャリアビジョンにも配慮した研修機会の提供

**(3) 積立金の処分に関する事項**

第4期中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、公害健康被害予防事業、環境保全研究・技術開発業務及び承継業務の財源並びに第4期中期目標期間以前に自己収入財源で取得し、第5期中期目標期間へ繰り越した固定資産の減価償却に要する費用等に充てることとする。

**(4) その他当該中期目標を達成するために必要な事項**

① 業務実施体制の強化・改善等

ア. ERCAが将来どのような組織であるべきかについて、職員間及び主務省との間の議

## 論の継続

- イ. 求められる役割を果たすために必要な組織体制の整備
- ウ. 専門人材の確保と育成の強化
- エ. (必要に応じて) 人員配置の見直し

### ② 業務運営に係る環境保全等に関する取組

#### ア. 業務における環境配慮

(ア)「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づいた取組の実施

(イ) 業務における環境配慮等の状況の取りまとめと公表

#### イ. 環境保全及び社会貢献に関する取組

(ア) 環境政策推進への貢献等

a. 災害時における災害廃棄物対策業務への協力

b. ERCA 法第 10 条第 1 項第 14 号及び同条第 2 項の規定等により、良好な環境の創出その他の環境の保全に関する業務を必要に応じて実施

(イ) 組織的な広報の展開

a. ソーシャルメディアを活用した情報発信

b. イベントへの出展

(ウ) ステークホルダーとの連携

a. 環境保全やライフスタイルの変革を推進する社会的気運を醸成するための社会貢献活動の実施及びステークホルダーとの連携

b. 韓国環境公団との定期交流の実施

### ③ 内部統制の強化

#### ア. 内部統制・リスク管理に関する取組

(ア) 内部統制・リスク管理委員会の開催 (半期毎)

(イ) 内部統制担当理事による職員面談

(ウ) インシデント事例の共有

#### イ. 内部統制等監視委員会による検証等

(ア) 内部統制等監視委員会の開催

#### ウ. 内部統制研修の実施

(ア) 内部統制研修の実施

(イ) コンプライアンス研修の実施

(ウ) コンプライアンスチェックシートによる自己点検の実施

### ④ 情報セキュリティ対策の強化、適切な文書管理等

#### ア. 情報セキュリティ対策の強化

「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」の改正状況等を踏まえ、ERCA として定める「情報セキュリティ対策基準」、「情報セキュリティ実施手

順書」等について適時見直しを行う。

また、令和8年度情報セキュリティ対策推進計画を策定し、サイバー攻撃への対策や情報セキュリティインシデント発生防止を目的とし、各種脆弱性診断、情報セキュリティ研修、情報セキュリティ自己点検、標的型攻撃訓練等を実施し、情報セキュリティに関する意識の向上を図る。

イ. 適切な文書管理及び情報公開

(ア) 文書管理、情報公開については、「公文書等の管理に関する法律」(平成21年7月1日法律第66号)、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年12月5日法律第140号)等に基づき、適切に対応

(イ) 法令の改正や行政機関における運用の動向等を踏まえ、「文書管理規程」、「情報公開規程」等について適時見直し

(ウ) 関係法令等の周知徹底を図るため、担当職員等を対象とする文書管理・情報公開研修の実施

(エ) 文書管理システムの運用

⑤ 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担の必要性が認められる場合には、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。

別 紙

予算（人件費の見積りを含む）

令和8年度予算計画

（ 総 計 ）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	9,758
国庫補助金	945
その他の政府交付金	10,595
業務収入	23,522
運用収入	1,658
その他収入	653
計	47,132
支出	
業務経費	61,932
公害健康被害補償予防業務経費	34,076
うち人件費	316
石綿健康被害救済業務経費	6,452
うち人件費	359
環境保全研究・技術開発業務経費	8,179
うち人件費	247
基金業務経費	13,143
うち人件費	413
承継業務経費	83
うち人件費	35
一般管理費	1,255
うち人件費	607
計	63,188

[人件費の見積り]

令和8年度、1,585百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

（注）各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

( 公害健康被害補償予防業務勘定 )

(単位：百万円)

区 分	補償事業	予防事業	合計金額
収入			
運営費交付金	409	-	409
国庫補助金	42	204	245
その他の政府交付金	5,738	-	5,738
業務収入	23,312	-	23,312
運用収入	-	627	627
その他収入	50	-	50
計	29,551	831	30,382
支出			
業務経費			
公害健康被害補償予防業務経費	33,267	808	34,076
うち人件費	183	133	316
一般管理費	169	121	289
うち人件費	86	59	144
計	33,436	929	34,365

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

( 石綿健康被害救済業務勘定 )

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
その他の政府交付金	4,857
業務収入	138
その他収入	468
計	5,464
支出	
業務経費	
石綿健康被害救済業務経費	6,452
うち人件費	359
一般管理費	319
うち人件費	143
計	6,772

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

## ( 環境保全研究・技術開発勘定 )

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	7,705
国庫補助金	700
その他収入	2
計	8,407
支出	
業務経費	
環境保全研究・技術開発業務経費	8,179
うち人件費	247
一般管理費	266
うち人件費	133
計	8,445

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

## ( 基金勘定 )

(単位：百万円)

区 分	地球基金 事業	PCB基金 事業	維持管理 事業	熱中症 対策事業	生物多様性 事業	合計金額
収入						
運営費交付金	965	33	42	306	297	1,644
運用収入	123	-	909	-	-	1,031
その他収入	19	99	-	0	-	118
計	1,107	132	951	307	297	2,793
支出						
業務経費						
基金業務経費	948	10,816	934	231	213	13,143
うち人件費	139	15	15	100	144	413
一般管理費	151	17	17	75	84	344
うち人件費	74	8	8	40	45	174
計	1,100	10,833	951	306	297	13,487

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

( 承継勘定 )

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
業務収入	72
その他収入	15
計	87
支出	
業務経費	
承継業務経費	83
うち人件費	35
一般管理費	36
うち人件費	13
計	119

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和8年度収支計画  
( 総 計 )

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	63,354
經常費用	63,354
公害健康被害補償予防業務経費	34,096
石綿健康被害救済業務経費	6,474
環境保全研究・技術開発業務経費	8,196
基金業務経費	13,025
承継業務経費	83
一般管理費	1,276
減価償却費	203
財務費用	2
収益の部	63,205
經常収益	63,205
運営費交付金収益	9,697
国庫補助金収益	945
その他の政府交付金収益	6,725
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	5,734
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金預り金取崩益	10,800
業務収入	27,247
運用収入	1,512
その他の収益	450
財務収益	95
純利益 (△純損失)	△ 149
前中期目標期間繰越積立金取崩額	171
総利益 (△総損失)	22

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

## ( 公害健康被害補償予防業務勘定 )

(単位：百万円)

区 分	補償事業	予防事業	合計金額
費用の部	33,485	948	34,432
經常費用	33,485	948	34,432
公害健康被害補償予防業務経費	33,280	816	34,096
補償業務費	33,280	-	33,280
予防業務費	-	816	816
一般管理費	171	122	293
減価償却費	34	9	43
財務費用	0	0	0
収益の部	33,510	836	34,346
經常収益	33,510	836	34,346
運営費交付金収益	395	-	395
国庫補助金収益	42	204	245
その他の政府交付金収益	5,738	-	5,738
業務収入	27,247	-	27,247
資産に係る繰延収益戻入	16	2	17
賞与引当金見返に係る収益	13	-	13
退職給付引当金見返に係る収益	9	-	9
運用収入	-	630	630
財務収益	50	-	50
純利益 (△純損失)	26	△ 112	△ 86
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	107	107
総利益 (△総損失)	26	△ 5	21

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

## ( 石綿健康被害救済業務勘定 )

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	6,839
經常費用	6,839
石綿健康被害救済業務経費	6,474
一般管理費	324
減価償却費	41
財務費用	1
収益の部	6,839
經常収益	6,839
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	5,734
その他の政府交付金収益	987
資産に係る繰延収益戻入	35
賞与引当金見返に係る収益	53
退職給付引当金見返に係る収益	31
純利益 (△純損失)	-
総利益 (△総損失)	-

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

## ( 環境保全研究・技術開発勘定 )

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	8,576
經常費用	8,576
環境保全研究・技術開発業務経費	8,196
一般管理費	272
減価償却費	108
財務費用	0
収益の部	8,578
經常収益	8,578
運営費交付金収益	7,713
国庫補助金収益	700
資産に係る繰延収益戻入	105
財務収益	2
賞与引当金見返に係る収益	36
退職給付引当金見返に係る収益	22
純利益 (△純損失)	2
総利益 (△総損失)	2

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

## ( 基金勘定 )

(単位：百万円)

区 分	地球基金 事業	PCB基金 事業	維持管理 事業	熱中症 対策事業	生物多様性 事業	合計金額
費用の部	1,120	10,835	804	318	307	13,385
經常費用	1,120	10,835	804	318	307	13,385
基金業務経費	961	10,818	786	239	220	13,025
地球環境基金業務費	961	-	-	-	-	961
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金業務費	-	10,818	-	-	-	10,818
維持管理積立金業務費	-	-	786	-	-	786
熱中症対策業務費	-	-	-	239	-	239
生物多様性増進業務費	-	-	-	-	220	220
一般管理費	154	17	17	77	87	352
減価償却費	6	0	1	2	0	9
財務費用	0	0	0	0	-	0
収益の部	1,121	10,835	804	319	307	13,386
經常収益	1,121	10,835	804	319	307	13,386
運営費交付金収益	944	32	40	294	278	1,588
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金預り金取崩益	-	10,800	-	-	-	10,800
地球環境基金運用収益	123	-	-	-	-	123
維持管理積立金運用収益	-	-	759	-	-	759
資産に係る繰延収益戻入	3	0	1	1	0	5
寄附金収益	12	-	-	-	-	12
賞与引当金見返に係る収益	23	2	2	14	18	59
退職給付引当金見返に係る収益	16	2	2	9	11	40
財務収益	-	-	-	0	-	0
純利益 (△純損失)	0	0	0	0	-	1
総利益 (△総損失)	0	0	0	0	-	1

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

( 承継勘定 )

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	121
経常費用	121
承継業務経費	83
一般管理費	36
減価償却費	2
財務費用	0
収益の部	56
経常収益	56
資産に係る繰延収益戻入	0
財務収益	44
雑益	12
純利益 (△純損失)	△66
前中期目標期間繰越積立金取崩額	64
総利益 (△総損失)	△1

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和8年度資金計画  
( 総 計 )

(単位：百万円)

区 分	金 額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 6,716
業務活動による支出	△ 60,330
業務活動による収入	53,614
運営費交付金収入	9,758
国庫補助金収入	945
その他の政府交付金収入	10,595
業務収入	23,522
運用収入	2,278
その他の収入	6,514
投資活動によるキャッシュ・フロー	10,292
投資活動による支出	△ 165,859
投資活動による収入	176,150
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 15
財務活動による支出	△ 21
財務活動による収入	6
資金増加額 (△資金減少額)	3,560
資金期首残高	18,227
資金期末残高	21,788

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

## ( 公害健康被害補償予防業務勘定 )

(単位：百万円)

区 分	補償事業	予防事業	合計金額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,885	△ 96	△ 3,982
業務活動による支出	△ 33,436	△ 927	△ 34,363
業務活動による収入	29,551	831	30,382
運営費交付金収入	409	-	409
国庫補助金収入	42	204	245
その他の政府交付金収入	5,738	-	5,738
業務収入	23,312	-	23,312
運用収入	50	627	677
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,000	△ 200	3,800
投資活動による支出	△ 16,400	△ 1,700	△ 18,100
投資活動による収入	20,400	1,500	21,900
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 3	△ 2	△ 5
財務活動による支出	△ 3	△ 2	△ 5
資金増加額 (△資金減少額)	112	△ 298	△ 187
資金期首残高	878	1,493	2,370
資金期末残高	989	1,194	2,184

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

## ( 石綿健康被害救済業務勘定 )

(単位：百万円)

区 分	金 額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,298
業務活動による支出	△ 6,762
業務活動による収入	5,464
その他の政府交付金収入	4,857
業務収入	138
運用収入	468
投資活動によるキャッシュ・フロー	-
投資活動による支出	△ 46,400
投資活動による収入	46,400
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 7
財務活動による支出	△ 7
資金増加額 (△資金減少額)	△ 1,304
資金期首残高	5,623
資金期末残高	4,319

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

## ( 環境保全研究・技術開発勘定 )

(単位：百万円)

区 分	金 額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 37
業務活動による支出	△ 8,444
業務活動による収入	8,407
運営費交付金収入	7,705
国庫補助金収入	700
その他の収入	2
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 4
財務活動による支出	△ 4
資金増加額 (△資金減少額)	△ 41
資金期首残高	169
資金期末残高	128

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

## ( 基金勘定 )

(単位：百万円)

区 分	地球基金 事業	PCB基金 事業	維持管理 事業	熱中症 対策事業	生物多様性 事業	合計金額
業務活動によるキャッシュ・フロー	19	△ 6,879	5,516	1	0	△ 1,342
業務活動による支出	△ 1,082	△ 7,011	△ 1,922	△ 305	△ 296	△ 10,617
業務活動による収入	1,101	132	7,438	307	297	9,274
運営費交付金収入	965	33	42	306	297	1,644
運用収入	123	99	909	-	-	1,130
その他の収入	14	-	6,487	0	-	6,501
投資活動によるキャッシュ・フロー	-	6,500	-	-	-	6,500
投資活動による支出	△ 950	△ 11,000	△ 87,400	-	-	△ 99,350
投資活動による収入	950	17,500	87,400	-	-	105,850
財務活動によるキャッシュ・フロー	3	△ 0	△ 0	△ 1	-	1
財務活動による支出	△ 3	△ 0	△ 0	△ 1	-	△ 4
財務活動による収入	6	-	-	-	-	6
資金増加額 (△資金減少額)	22	△ 379	5,515	0	0	5,159
資金期首残高	351	532	7,770	37	3	8,694
資金期末残高	372	153	13,286	38	3	13,852

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

( 承継勘定 )

(単位：百万円)

区 分	金 額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 57
業務活動による支出	△ 144
業務活動による収入	87
業務収入	72
運用収入	3
その他の収入	12
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 9
投資活動による支出	△ 2,009
投資活動による収入	2,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1
財務活動による支出	△ 1
資金増加額 (△資金減少額)	△ 67
資金期首残高	1,372
資金期末残高	1,305

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。